

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ドミニカ共和国	文化省エンリキー・サント エス講堂音響及び照明機材整備 計画のためのドミニカ共和国政府と の間の交換公文	文化省エンリキー・サントエス講堂音響及び照 明機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	50,400千円 H21.3.31まで	H20.10.23 サントド ミンで (同日)	日本側 四宮信隆在ドミニ カ共和国大使 外務大 ドミニカ共和国側 臣に代わるホセ・マヌエ ル・トウカルジョル外務 省次官	H20.11.13 604号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。